参考資料３－２

**地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員表彰等規程案（抜粋）**

（目的）

第１条 この規程は、職務に精励する職員等の労に報いるため、表彰又は報奨することにより、さらなる勤労意欲の高揚に資することを目的とする。

（定義）

第２条 この規程において「職員等」とは、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究

所（以下「法人」という。）における次の者をいう。

（１）地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員就業規則（平成２９年規程第７号）第３条に規定する職員

（２）地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所再雇用職員就業規則（平成２９年規程　　第９号）第２条に規定する職員

（３）地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所非常勤職員就業規則（平成２９年規程第８号）第３条に規定する職員

（表彰）

第３条 理事長は、職員等に対し、次の表彰を行う。

（１）優秀職員表彰　　　　（２）功績職員表彰

（優秀職員表彰）

第４条 優秀職員表彰は、次のとおりとする。

（１）技術開発賞　　　　（２）業務改善賞　　　（３）学協会賞受賞者賞

（４）部門賞

２ 前項第１号から第４号の表彰の評価対象期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日とする。

（技術開発賞）

第５条 技術開発賞は、最優秀賞、優秀賞及び発明賞を設け、課、室並びに専門分野又は職員等（個人又は複数の個人）が、次の各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

（１）優れた研究の立案、遂行又は論文の発表

（２）革新的な検査手法の開発

（３）通常の職務の水準を超える技術の考案、具体化

（４）前各号に準じるもの

（業務改善賞）

第６条 業務改善賞は、課、室並びに専門分野又は職員等（個人又は複数の個人）

が、次の各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

（１）優れた業務改善、事務管理手法の提案、実行

（２）前号に準じるもの

（学協会賞受賞者賞）

第７条 学協会賞受賞者賞は、法人外から表彰され又は高い評価を受けた研究成果、論文等を発表した職員等（個人又は複数の個人）に対して行う。

（部門賞）

第８条 部門賞は、中期計画において予定している業務について、顕著な実績をあげた職員等（個人又は複数の個人）を表彰する。

（１）依頼試験業務優秀賞　　　　（２）競争的研究資金獲得活動優秀賞

（３）受託研究業務優秀賞　　　　（４）講習会等情報発信業務優秀賞

（５）論文投稿優秀賞

（功績職員表彰）

第９条 功績職員表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員等に対して行う。

1. 職務外において、社会的に有益な発明、発見又は顕著な改良をした職員等
2. 職務外において、学位を取得した職員等
3. 職務外において、身の危険を顧みず篤行をした職員等
4. 職務外の行為について、広く賞賛を受け、著しく職員の名誉を高揚した職員等
5. 前４号に掲げるもののほか、職務外において、表彰することが適当であると認められる善行のあった職員等

（表彰の方法）

第10条 表彰は、表彰状の授与その他適当と認められる方法により行い、副賞を授与することができる。

（表彰の時期）

第11条 表彰の時期は、原則として毎年５月上旬とする。

以下略